

告 示

埼玉県告示第千二百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画道路三・四・十号松葉町通線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

東松山市大字上野本字滝の上、字宮後、字沼下、字水落及び和泉町の全部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市計

画部都市計画課

四 縦覧期間

令和三年十一月十九日から令和三年十二月三日まで